

電子申請（ぴったりサービス）について

電子申請ぴったりサービス画面へのリンクはこちらです

→保育園手続き等の変更申請は [こちら](#) から

※3/19（水）～3/26（水）8：30頃までメンテナンスのため利用できません。

【この申請で行える手続き】

- ・支給認定区分の変更（例：2号認定→1号認定）
- ・保育必要量の変更（例：保育短時間認定→保育標準時間認定）
- ・支給認定の有効期限の変更
- ・保育の必要性の事由の変更（求職活動→就労）
- ・利用者負担額（保育料）の変更
- ・保護者氏名、子ども氏名の変更
- ・認定の取消
- ・意向確認書の提出

※以下注意事項を必ずお読みください。

- (1) 申請日を含め3営業日以内の変更をされたい場合は、ぴったりサービスで申請ができませんので、利用（希望）施設の所在する区の福祉課へ直接お問合せ、お手続きをお願いします。
- (2) 納入義務者（申請保護者）の変更は、原則として各月1日付けでの変更となります。月途中の変更はできませんので、変更事由発生日（変更希望日）は翌月1日としてください。
- (3) ぴったりサービス申請期間中はご自宅等からオンラインで申請することができますが、システム管理等のため一時的に利用ができない場合があります。
- (4) 複数の児童を申請いただく場合は、児童1人ごとに申請が必要です。
- (5) ぴったりサービスでの申請受付後、各区で書類審査を行います。ぴったりサービスのステータスが「完了」になるまでは受付審査中です。
- (6) ぴったりサービス申請後、ステータスが「完了」になっていることを確認していただき、申請日から5営業日を過ぎてもステータスが「完了」になっていない場合は、利用（希望）施設の所在する区の福祉課に連絡してください。
- (7) 就労証明書等の添付書類が不足しているなど、申請内容に不備があった場合はステータスが「要再申請」になります。その場合は、利用（希望）施設の所在する区の福祉課から電話又はメールで連絡しますので、申請時には日中に連絡がとれる先の電話番号を入力してください。また、広島市のメールアドレス（@city.hiroshima.lg.jp）のメールが受信できるように設定しておいてください（申請内容に不備があり、

審査等に必要な情報の確認ができない場合は、審査不能（申請無効）となります。

- (8) 申請後に申請情報の変更をする場合は、再度、変更事由発生年月日（変更希望日）の3営業日前までにびったりサービスで申請、または前日までに窓口で申請していただく必要があります。
- (9) 申請を取り下げる場合は、利用（希望）施設の所在する区の福祉課に連絡してください。
- (10) びったりサービスの申請時、添付書類（就労証明書等）のデータを添付ファイルとして登録する場合、事前にスキャナやカメラ等でデータ化し、準備してください。また、添付ファイルが読み取れない場合など改めて原本の提出を依頼させていただくことがありますので、大切に保管しておいてください。
- (11) びったりサービスでの申請後、添付書類に原本を必要とする書類（医師の診断書、通園・通学証明書、り災証明書、在学証明書、配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書及び戸籍全部事項証明書）は原本の確認のため、変更事由発生年月日（変更希望日）の前日までに区福祉課へ原本をご持参いただくか郵送での提出が必要です。郵送の場合は、「びったりサービスでの申請年月日」、「申請に係る児童と保護者の氏名」、「児童の生年月日」が分かるようにして提出していただく必要があります。
- (12) 申請に対する結果通知は、申請方法に関わらず、申請保護者のご住所（原則、住民票のあるところ）へ郵送で発送します。
また、広島市内に住民票がない方は、転入の連絡をいただいでから発送します。